

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	芦屋市子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、子どものための教育・保育給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦屋市

公表日

令和7年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、子どものための教育・保育給付認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給、子育てのための施設等利用給付に関する事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 1. 申請書や届出書に関する確認事務（電子申請含む） 2. 支給認定事務 3. 利用調整事務 4. 利用者負担額等算定・徴収事務 5. 施設型給付事務 6. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務 番号法に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合利用サーバ、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

子ども・子育て支援情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表の9、127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第8条、第68条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 （表における情報提供の根拠） ：なし （子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （表における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの」が含まれる項（155の項）

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども福祉部こども家庭室ほいく課入所係
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係 電話:0797-38-2010
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部こども家庭室ほいく課入所係 電話:0797-38-2128
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、事務処理手順をマニュアル化するなど人為的ミスへの対策を講じており、子ども・子育て支援システム等、その他の媒体へ転記や入力をするということから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であるとする。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱い事務マニュアルを作成し、従事者への教育・啓発を行っているため、十分である と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報1.②	子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、支給認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 1. 申請書や届出書に関する確認事務 2. 支給認定事務 3. 利用調整事務 4. 利用者負担額等算定・徴収事務 5. 施設型給付事務 6. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務	子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、支給認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 1. 申請書や届出書に関する確認事務 2. 支給認定事務 3. 利用調整事務 4. 利用者負担額等算定・徴収事務 5. 施設型給付事務 6. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報1.③	団体内統合利用番号連携サーバ	団体内統合利用サーバ	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一第8項、第94項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報4.②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条7号及び別表第二第13項、第16項、第116項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) ※別表第二の116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報5.①	こども・健康部子育て推進課	こども・健康部子育て推進課入所係・施設運営係	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報5.②	伊藤 浩一	長岡 良徳	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報8	政策係	入所係・施設運営係	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報1.②	1. 申請書や届出書に関する確認事務	1. 申請書や届出書に関する確認事務(電子申請含む)	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報5.②	長岡 良徳	課長	事前	
平成31年4月1日	IV リスク対策1～9	(様式変更のため追加)		事前	
令和1年10月1日	I 関連情報1.②	子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、支給認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 1. 申請書や届出書に関する確認事務(電子申請含む) 2. 支給認定事務 3. 利用調整事務 4. 利用者負担額等算定・徴収事務 5. 施設型給付事務 6. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、子どものための教育・保育給付認定事務、保育利用申込みに対する利用調整、利用者負担額等の算定・徴収、給付費の支給、子育てのための施設等利用給付に関する事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、主に以下の場合に使用する。 1. 申請書や届出書に関する確認事務(電子申請含む) 2. 支給認定事務 3. 利用調整事務 4. 利用者負担額等算定・徴収事務 5. 施設型給付事務 6. 地域子ども・子育て支援事業に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	I 関連情報4.②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) ※別表第二の116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) ※別表第二の116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報4.②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) ※別表第二の116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 別表第二省令第59条の2の2各号に規定	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報5.①	子ども・健康部子育て推進課入所係・施設運営係	子ども・健康部ほいく課入所係・施設運営係	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報8	芦屋市役所 子ども・健康部子育て推進課入所・施設運営係 電話:0797-38-2180	芦屋市役所 子ども・健康部ほいく課入所係・施設運営係 電話:0797-38-2128	事前	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目①・②	2019/4/1	2022/4/1	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報5.①	子ども・健康部ほいく課入所係・施設運営係	子ども福祉部子ども家庭室ほいく課入所係・施設運営係	事後	事業実施に影響が及ばない変更
令和7年4月24日	I 関連情報5.①	子ども福祉部子ども家庭室ほいく課入所係・施設運営係	子ども福祉部子ども家庭室ほいく課入所係	事後	同上
令和5年4月1日	I 関連情報7	芦屋市役所 総務部文書法制課文書統計係	芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係	事後	同上
令和5年4月1日	I 関連情報8	芦屋市役所 子ども・健康部ほいく課入所係・施設運営係	芦屋市役所 子ども福祉部子ども家庭室ほいく課入所係・施設運営係	事後	同上
令和7年4月23日	I 関連情報8	芦屋市役所 子ども福祉部子ども家庭室ほいく課入所係・施設運営係	芦屋市役所 子ども福祉部子ども家庭室ほいく課入所係	事後	同上
令和5年4月1日	II しきい値判断項目①・②	2022/4/1	2023/4/1	事後	同上
令和7年4月24日	II しきい値判断項目①・②	2023/4/1	2025/3/1	事後	同上
令和6年5月27日	I 関連情報3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の9、127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第8条、第68条	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 関連情報4②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) 別表第二省令第59条の2の2各号に規定	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの」が含まれる項(155の項)	事後	同上